

## 福島県歴史資料館公式 SNS 運用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福島県歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)が、SNS の公式アカウント(以下「当公式 SNS」という。)を取得して、歴史資料館に関する情報発信を行う際に必要な事項を定めるものとする。

### (運用責任)

第2条 当公式 SNS の運用は、原則として、(公財)福島県文化振興財団歴史資料課(以下「歴史資料課」という。)が行うものとする。

### (アカウント情報)

第3条 利用する SNS とアカウント名、URL は下記のとおりとし、歴史資料課において管理するものとする。当アカウントのパスワードについて、歴史資料課は外部に漏れることのないよう適切に管理する。また、パスワードは適宜変更し、古いパスワードは再利用しないこととする。

- ・ X
  - (1) 名前：福島県歴史資料館
  - (2) ユーザー名：@fuku\_pref\_arch

### (発信内容)

第4条 歴史資料館利用者に対し、広く周知すべき情報全般とする。

### (運用方法)

第5条 当公式 SNS は、原則として、歴史資料課が次のとおり運用する。

- (1) 他アカウントのフォロー等  
原則として、他アカウントのフォローは行わない。ただし、公的機関が運用するアカウントに対しては行う場合がある。
- (2) コメント等への返信  
原則として、行わない。
- (3) アカウントの閉鎖  
当アカウントは予告なく終了、削除する場合がある。

(禁止事項)

第6条 当公式 SNS では、以下の行為を禁止する。また、利用者の行為が以下の行為に該当する場合、予告なく削除やアカウントのブロック等を行う場合がある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又はそのおそれのあるもの
- (2) 特定の個人、団体等の名誉若しくは信用を傷つけ、又は誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 歴史資料館、(公財)福島県文化振興財団又は第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽、事実と異なる内容、単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報をも特定、開示、漏えいするなどプライバシーを侵害するもの
- (10) 他の利用者又は第三者に成り済ますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現等を含むもの
- (13) 同じ利用者からの短時間での連続した投稿
- (14) 当公式 SNS が発信する内容に関係がないもの
- (15) その他歴史資料館が不適切と認めるもの

(16) 上記(1)から(15)に該当する内容を含むウェブサイトへのリンク

(知的財産権)

第7条 当公式 SNS に掲載する個々の情報(文章、写真、イラスト・動画)に関する知的財産権は、歴史資料館又は原作者者に帰属する。

2 当公式 SNS の内容を、「私的使用のための複製」や「引用」等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用、二次利用することはできない。

(免責事項)

第8条 当公式 SNS の運用に際しての免責事項は、次のとおりとする。

- (1) 掲載情報の正確性等に万全を期すこととするが、そのすべてを保証するものではないこと。
- (2) 利用者が当公式 SNS を利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切の責任を負わないこと。
- (3) 歴史資料館は、利用者により投稿された当公式 SNS に対するコメント等について、一切責任を負わないこと。
- (4) 当公式 SNS に関連して、利用者間または利用者と第三者でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わないこと。
- (5) 当公式 SNS の利用方法、システム状況、技術的な質問等に関しては、一切回答できないこと。
- (6) 予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断又は中止することがあること。

附 則

この要領は、令和5年9月30日から施行する。